

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の調査について

「1 一見して危険と判定される」について(共通)

全壊の場合は 1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に○印を付し、総合判定で「危険(赤)」とし判定調査を終了する。隣接しているがけや地盤などが一見して危険な場合は、4. その他の項目の()内にその理由を記入し、総合判定で「危険(赤)」とし調査を終了する。この場合、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入する。この項目で判定する場合は、以下の「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査をする必要はない。

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

【判定(1)】

損傷度(コンクリート造における部材又は部位の破壊程度)	
損傷度Ⅰ	近寄らないと見えにくい程度のひび割れ(ひび割れ幅 0.2mm 以下)
損傷度Ⅱ	肉眼ではっきり見える程度のひび割れ(ひび割れ幅 0.2~1mm 程度)
損傷度Ⅲ	比較的大きなひび割れが生じているが、コンクリートの剥落は、極くわずかである。 (ひび割れ幅 1~2mm 程度)
損傷度Ⅳ	大きなひび割れが多数生じ、コンクリートの剥落も激しく鉄筋がかなり露出している。 (ひび割れ幅 2mm を超える)
損傷度Ⅴ	鉄筋が曲がり、内部のコンクリートも崩れ落ち一見して柱(耐力壁)の高さ方向の変形が生じていることがわかるもの。沈下や傾斜がみられるのが特色。鉄筋の破断が生じている場合もある。

① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無

建築物全体を調査し、特に、短柱やスパンの飛んだ箇所の柱の被害について判定する。
なお、梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定する。

【判定(2)】

② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定する。隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合等が該当する。
なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、B ランクの判定をする。

③ 地盤破壊による建築物全体の沈下

基礎、杭、地盤等の基礎構造の破壊によって建築物全体が地表面から沈下した被害の状況を建築物の沈下とする。

B ランク(0.2m~1.0m)は、0.2m を超え 1.0m 以下の範囲の場合をいう。

④ 不同沈下による建築物全体の傾斜

建築物の沈下に伴って建築物全体が傾斜した被害の状況を建築物の傾斜とする。

B ランク(1/60~1/30)は、1/60 を超え 1/30 以下の範囲の場合をいう。

【柱の被害の調査に関する注意事項】

1. 構造躯体の損害状況については、被害の最も大きい階を調査する。
2. ラーメン構造では最も被害の著しい方向の柱の被害に着目して判定する。
3. 梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定する。

4. 壁式構造の場合は、柱の本数を壁の長さを読みかえて調査する。なお、判定の対象になる壁は、幅 45cm 以上の耐力壁とする。
5. 調査率とは、
- $$\text{調査率} = \frac{\text{調査階（被害最大の階）における調査した柱本数（壁長さ）}}{\text{調査階（被害最大の階）における柱総本数（壁総長さ）}}$$
6. 判定結果が「調査済み」となるような場合には、調査率が少なくとも 50%以上となるよう調査するべきである。

⑤ 損傷度Ⅴの柱の本数／調査柱本数

B ランク(1%～10%)は、1%を超え 10%以下の範囲の場合をいう。

⑥ 損傷度Ⅳの柱の本数／調査柱本数

B ランク(10%～20%)は、10%を超え 20%以下の範囲の場合をいう。

判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する。
判定(2)は、②から⑥までの各ランクの個数で判定する。

「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について(共通)

ここでは、落下物、転倒物による危険性を判定する。

落下危険物、転倒危険物全体の判定基準	
A ランク	<ul style="list-style-type: none"> 明らかに危険性がないと考えられる場合
B ランク	<ul style="list-style-type: none"> 被害の危険性が相対的に低い場合、または予測される被害が比較的軽い場合など 窓ガラスが何枚か割れていて、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険性が高い場合やすでに同種の転倒物がかなり倒れていて、余震による転倒の危険性が高い場合
C ランク	<ul style="list-style-type: none"> すでに傾いていたり、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合 転倒物については、支持するボルトなどが破断している場合やすでに傾斜している場合 各項目の記述事項には該当しないが、落下や転倒に対する危険性が高い場合

① 瓦

② 窓枠・窓ガラス

③ 外装材 湿式の場合

ここでは、土壁、漆喰壁、モルタル壁、タイル張り等が該当する。湿式の壁がない場合は、記入の必要はない。

④ 外装材 乾式の場合

ここでは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、下見板、羽目板、ベニヤ板等のボード類を釘やボルトなどで固定するタイプのものが該当する。乾式の壁のない場合は、記入の必要はない。

⑤ 看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定する。

⑥ 屋外階段

⑦ その他 ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突など落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を()内に記入し判定する。特に危険なものがない場合は記入の必要はない。